

○財務省告示第百六十二号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成三十年五月七日に発行した利付国債の発行条  
件等を次のとおり告示する。  
平成三十年六月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（五年）（第百二十 三回、百二十四回、第百二十五 回、第百二十六回、第百二十七 回及び第百三十一回）、利付国庫 債券（十年）（第百九回、第百 十回、第百十一回、第百十二回、 第百十三回、第百十四回、第百 十五回及び第百二十五回）及 び利付国庫債券（二十年）（第 十三回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項	社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行	札による発行	各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次

六	発	行	額	六	十	十	九	八	七	六
割	額	行	最	振	振	振	振	振	振	振
り	内	代	低	替	替	替	替	替	替	替
当	千	行	額	単	単	単	単	単	単	単
て	九	額	面	位	位	位	位	位	位	位
る	億	金	金	金	金	金	金	金	金	金
。	七	額	額	額	額	額	額	額	額	額
	千	の	の	の	の	の	の	の	の	の
	九	記	記	記	記	記	記	記	記	記
	億	載	載	載	載	載	載	載	載	載
	と	又	又	又	又	又	又	又	又	又
	お	は	は	は	は	は	は	は	は	は
	り	規	規	規	規	規	規	規	規	規
	十	定	定	定	定	定	定	定	定	定
	四	に	に	に	に	に	に	に	に	に
	億	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ
	円	る	る	る	る	る	る	る	る	る
		振	振	振	振	振	振	振	振	振
		替	替	替	替	替	替	替	替	替
		口	口	口	口	口	口	口	口	口
		座	座	座	座	座	座	座	座	座
		簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿	簿
		と	と	と	と	と	と	と	と	と
		金	金	金	金	金	金	金	金	金
		の	の	の	の	の	の	の	の	の
		面	面	面	面	面	面	面	面	面
		積	積	積	積	積	積	積	積	積
		立	立	立	立	立	立	立	立	立
		金	金	金	金	金	金	金	金	金
		額	額	額	額	額	額	額	額	額
		に	に	に	に	に	に	に	に	に
		よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ
		り	り	り	り	り	り	り	り	り
		算	算	算	算	算	算	算	算	算
		額	額	額	額	額	額	額	額	額
		の	の	の	の	の	の	の	の	の
		面	面	面	面	面	面	面	面	面
		積	積	積	積	積	積	積	積	積
		立	立	立	立	立	立	立	立	立
		金	金	金	金	金	金	金	金	金
		額	額	額	額	額	額	額	額	額
		に	に	に	に	に	に	に	に	に
		よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ
		り	り	り	り	り	り	り	り	り
		算	算	算	算	算	算	算	算	算
		額	額	額	額	額	額	額	額	額
		の	の	の	の	の	の	の	の	の
		面	面	面	面	面	面	面	面	面
		積	積	積	積	積	積	積	積	積
		立	立	立	立	立	立	立	立	立
		金	金	金	金	金	金	金	金	金
		額	額	額	額	額	額	額	額	額
		に	に	に	に	に	に	に	に	に
		よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ
		り	り	り	り	り	り	り	り	り
		算	算	算	算	算	算	算	算	算
		額	額	額	額	額	額	額	額	額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left[ \frac{1 + \left[ \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り}}{100} \right] \times \text{残存年数}}{100} \right]$$

十二  
十三  
利  
率  
の  
経  
過  
利  
子  
率  
の  
払  
込  
み

十四  
利  
子

(別表のとおり) 募入決定の通知を受け、  
 募入金額を加え、次算式によ  
 り算出された金額を払込日に払  
 い込むものとす。 各債の額、  
 各発行対象国債の額、金利の  
 総額×各発行対象国債の額、  
 100×各発行対象国債の額、  
 支払期日間の発行日か、第十  
 支規(利子の支払期日が発行  
 日)になる場合は、 $365$   
 第十号に規定する発行日後の各  
 発行対象国債の支払期、  
 と、各支払期において、  
 算式により算出された金額を  
 う。ただし、算出された金額を  
 業

（利付） （第五回） （百年） （庫） （債） （券） 二十五	（利付） （第五回） （百年） （庫） （債） （券） 二十四	（利付） （第五回） （百年） （庫） （債） （券） 二十三	名称及び記号
○・一%	○・一%	○・一%	利率（年）
日年平 九成 月三 二十二	日年平 六成 月三 二十二	日年平 三成 月三 二十二	償還期限
億七 百九 十二	円二 百六 十億	五 十四 億 円	（発行） （額面金額）

（別表）

十五 償還期限  
十六 償還金額  
十七 入札の基  
十八 準とする  
十九 各発行対  
二十 象国債の  
二十一 利回り支  
二十二 元利金  
二十三 払場所  
二十四 入札参  
二十五 払込期  
二十六 日

（別表のとおり）  
額面金額につき百円  
銘柄毎の基準利回りは、平成三十  
年五月二日付で日本証券業協  
会が発表した公社債店頭売買参  
考統計値表に掲載された平均値の  
単利回りとする。  
日本銀行  
日  
本  
銀  
行

財務大臣から通知を受けた者  
平成三十年五月七日

日  
に  
当  
た  
る  
と  
き  
は  
、  
そ  
の  
翌  
営  
業  
日  
に  
支  
払  
う  
（  
償  
還  
期  
限  
に  
つ  
い  
て  
同  
じ  
）  
。

各  
券  
の  
額  
面  
金  
額  
×  
各  
券  
の  
額  
面  
金  
額  
の  
利  
率  
／  
100×1／2

（（利 五第十付 回三年国 ）百）庫 二十 債 十 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 十四 債 四 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 十三 債 三 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 十二 債 二 券	（（利 回第十付 ）三年国 ）百）庫 十一 債 一 券	（（利 第十付 ）三年国 ）百）庫 十 債 回 券	（（利 第十付 ）三年国 ）百）庫 九 債 回 券	（（利 回第五付 ）百年国 ）三）庫 十一 債 一 券	（（利 回第五付 ）百年国 ）二）庫 十七 債 七 券	（（利 回第五付 ）百年国 ）二）庫 十六 債 六 券
○ ・ 八 %	一 ・ 一 %	一 ・ 三 %	一 ・ 二 %	○ ・ 八 %	一 ・ ○ %	一 ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %	○ ・ 一 %
日年平 九成 月三 二十 十四	日年平 三成 月三 二十三	日年平 三成 月三 二十三	十年平 日十成 二三 月十 二十二	日年平 九成 月三 二十二	日年平 九成 月三 二十二	日年平 六成 月三 二十二	日年平 三成 月三 二十四	日年平 三成 月三 二十三	十年平 日十成 二三 月十 二十二
六十億 円	二十二億 円	億三 円百 六十八	三十六億 円	四百四億 円	億三 円百 三十三	一億 円	円三 百三十 億	円千 二百十 億	百二十億 円

（（利 第二付 四十国 十年庫 三）債 回 券 ）	二 ・ 九 %	日 年 平 九 成 月 三 二 十 十 一	四 億 円
---	------------------	-----------------------------------	-------------